

平成25年
12月定例議会
提出議案

主要事項説明書

 福知山市

目次

◆ 会計別予算額一覧	2
◆ 一般会計歳入予算額一覧.....	3
◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）	4
◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）	5
◆ 1 2月補正予算 主要事項	6
◆ 条例関連議案.....	40
◆ その他の議案.....	50

◆ 会計別予算額一覧

		(単位:千円)			
会 計 名		補正前の額	12月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		41,857,070	688,761	42,545,831	
特 別 会 計	国民健康保険事業	8,357,785	2,750	8,360,535	
	国民健康保険診療所費	54,338	△ 924	53,414	
	と畜場費	27,300		27,300	
	簡易水道事業	924,200	12,097	936,297	
	宅地造成事業	32,100	349	32,449	
	休日急患診療所費	22,800	△ 818	21,982	
	公設地方卸売市場事業	7,500		7,500	
	農業集落排水施設事業	937,600	5,685	943,285	
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業	1,341,300		1,341,300	
	福知山都市計画事業福知山駅周辺土地区画整理事業	530,800		530,800	
	介護保険事業	保険事業勘定	7,325,608	△ 685	7,324,923
		介護サービス事業勘定	34,557		34,557
	大江都市計画事業河守土地区画整理事業	48,400		48,400	
	下夜久野地区財産区管理会	172		172	
	後期高齢者医療事業	1,882,000	△ 3,406	1,878,594	
	地域情報通信ネットワーク事業	546,800	△ 472	546,328	
	小 計	22,073,260	14,576	22,087,836	
企 業 会 計	水道事業	2,380,600	34,411	2,415,011	
	下水道事業	4,727,600	27,788	4,755,388	
	病院事業	市民病院事業	10,984,700	255,822	11,240,522
		国民健康保険新大江病院事業	49,215		49,215
	小 計	18,142,115	318,021	18,460,136	
合 計		82,072,445	1,021,358	83,093,803	

◆ 一般会計歳入予算額一覧

				(単位:千円)
款		補正前の額	12月補正額	補正後の額
01	市税	11,080,365		11,080,365
02	地方譲与税	408,000		408,000
03	利子割交付金	28,000		28,000
04	配当割交付金	27,000		27,000
05	株式等譲渡所得割交付金	4,000		4,000
06	地方消費税交付金	852,000		852,000
07	ゴルフ場利用税交付金	6,000		6,000
08	自動車取得税交付金	177,000		177,000
09	国有提供施設等所在市町村助成交付金	20,000		20,000
10	地方特例交付金	50,000		50,000
11	地方交付税	11,120,000		11,120,000
12	交通安全対策特別交付金	17,000		17,000
13	分担金及び負担金	750,910	23,809	774,719
14	使用料及び手数料	1,005,250		1,005,250
15	国庫支出金	5,048,104	168,119	5,216,223
16	府支出金	3,225,253	234,977	3,460,230
17	財産収入	454,504		454,504
18	寄附金	2,501		2,501
19	繰入金	1,416,168	1,104	1,417,272
20	諸収入	764,863		764,863
21	市債	5,201,600	142,400	5,344,000
22	繰越金	198,552	118,352	316,904
一般会計合計		41,857,070	688,761	42,545,831

◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）

			(単位:千円)	
款	補正前の額	12月補正額	補正後の額	
01 議会費	308,021	△ 4,640	303,381	
02 総務費	7,327,182	120,211	7,447,393	
03 民生費	13,824,558	26,514	13,851,072	
04 衛生費	5,185,153	△ 2,338	5,182,815	
05 労働費	136,076		136,076	
06 農林業費	1,681,518	11,765	1,693,283	
07 商工費	545,029	△ 10,356	534,673	
08 土木費	2,612,065	88,218	2,700,283	
09 消防費	1,330,036	△ 14,764	1,315,272	
10 教育費	2,608,557	39,193	2,647,750	
11 公債費	5,527,868		5,527,868	
12 諸支出金	143,800		143,800	
13 予備費	50,000		50,000	
14 災害復旧費	577,207	434,958	1,012,165	
一般会計合計	41,857,070	688,761	42,545,831	

◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	12月補正額	補正後の額
人 件 費	6,784,276	△ 119,890	6,664,386
※ 議員年金を 除いた人件費	6,720,101		6,720,101
うち 議員人件費	159,544	3	159,547
うち 職員人件費	5,000,821	△ 122,349	4,878,472
物 件 費	5,076,360	84,483	5,160,843
維 持 補 修 費	263,555		263,555
扶 助 費	7,735,453	△ 1,606	7,733,847
補 助 費 等	4,735,486	11,506	4,746,992
投 資 的 経 費	6,099,407	590,926	6,690,333
う ち 人 件 費	252,677	10,784	263,461
普 通 建 設 費 普 事 業	5,522,200	155,968	5,678,168
補助事業費	2,667,000	104,950	2,771,950
単独事業費	2,855,200	51,018	2,906,218
公 債 費	5,527,868		5,527,868
積 立 金	1,096,653	109,115	1,205,768
貸 付 金	168,200		168,200
繰 出 金	4,319,812	14,227	4,334,039
予 備 費	50,000		50,000
一般会計合計	41,857,070	688,761	42,545,831

※地方議会議員年金制度見直しに係る給付費負担金を除いた人件費のことをさす。

◆ 12月補正予算 主要事項

		(単位: 千円)			
施策名		補正額	増減区分	ページ	
事業名					
一般会計	通常補正	② 地方分権の推進に対応した行財政効率の高いまちづくり			
		入札制度改革等検討事業	180	新規	8
		人件費補正	△109,115	減額	9-10
		合併算定替通減対策基金積立事業	109,115	継続	11
		軽自動車税賦課事業	債務負担	継続	12
		⑤ 地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり			
		子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業	債務負担	新規	13
		障害者福祉システム改修事業	7,600	新規	14
		民間保育所運営事業	9,421	拡充	15
		すこやか住まい改修費助成事業	1,104	継続	16
		⑥ 人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり			
		三段池公園カルチャーパーク整備事業	103,300	継続	17
	⑦ 魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり				
	「(仮称)市民交流プラザふくちやま」新図書館移転事業	債務負担	新規	18	
	桃映中学校北校舎改築事業	17,200	拡充	19	
	スクールサポーター配置事業	2,823	継続	20	
	AET配置活用事業	債務負担	継続	21	
	小学校施設設備改修事業	2,500	継続	22	
	小学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業	384	継続	23	
	小学校耐震改修事業	44,000	継続	24	
	中学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業	0	継続	23	
	私立幼稚園就園奨励費補助事業	1,846	継続	25	
	復旧害	KTR経営支援事業	3,308	継続	26
		災害ごみ対策処理事業	30,000		27
		茶生産施設災害復旧事業	33,500		28
茶生産確保緊急対策事業		239	29		
農地・農業用施設災害復旧事業		269,400	30		
林道施設災害復旧事業		35,050	31		
河川災害復旧事業		90,400	32		
道路橋りょう災害復旧事業		23,800	33		
補正繰出金	簡易水道事業特別会計繰出金(人件費補正分を除く)	7,564	継続	34,35	
	農業集落排水施設事業特別会計繰出金(人件費補正分を除く)	5,142		36,35	
合計		688,761			

				(単位: 千円)	
事業名		補正額	増減区分	ページ	
特別会計・企業会計	【国民健康保険事業特別会計】 ・人件費補正	2,750	新規 継続	9-10	
	【国民健康保険診療所費特別会計】 ・人件費補正	△924		9-10	
	【簡易水道事業特別会計】 ・簡易水道事業 ・人件費補正	12,097		9-10, 34,35	
	[別添資料] 【簡易水道事業・農業集落排水施設事業・水道事業・下水道事業】 ・水道料金等関係事務	債務負担		35	
	【宅地造成事業特別会計】 ・人件費補正	349		9-10	
	【休日急患診療所費特別会計】 ・人件費補正	△818		9-10	
	【農業集落排水施設事業特別会計】 ・農業集落排水施設事業 ・人件費補正	5,685		36, 9-10, 35	
	【介護保険事業特別会計(保険事業勘定)】 ・人件費補正	△685		9-10	
	【後期高齢者医療事業特別会計】 ・人件費補正	△3,406		9-10	
	【地域情報通信ネットワーク事業特別会計】 ・人件費補正	△472		9-10	
	【水道事業会計】 ・水道事業	34,411		37,35	
	【下水道事業会計】 ・下水道事業	27,788		38,35	
	【病院事業会計】 ・病院事業(市立福知山市民病院事業)	255,822		39	
合 計		332,597			

区分	地方分権の推進に対応した行財政効率の高いまちづくり					(単位:千円)
事業名	入札制度改革等検討事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
180	国	府	市債	その他	一般財源	0
					180	補正後予算額 180
<p>1 事業の背景・目的 入札における競争性・透明性及び公平性の向上並びに市内中小企業の受注機会の拡大を目指し、現在の入札契約制度を評価・検証し、今後の福知山市が実施していくべき改善方策等について意見を聴くため、福知山市入札制度改革等検討委員会を設置し、より一層の改善を図ります。</p> <p>2 事業の内容 福知山市入札制度改革等検討委員会で、公正中立の立場で客観的に入札制度等について意見を聴取し、現行制度を評価・検証し、改善を図ります。</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 報酬 120千円 15千円×4人×2回=120千円 旅費 60千円 7.5千円×4人×2回=60千円</p>						
担当課	財務部契約監理課		電話	直通 24-7043 内線 3314		

施策名	地方分権の推進に対応した行財政効率の高いまちづくり					(単位:千円)
事業名	人件費補正 (一般会計・特別会計の一部)					減額
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
△108,766 (うち一般会計影響分 △109,115)	国	府	市債	その他	一般財源	7,266,637
					△108,766	補正後予算額 7,157,871

1 事業の背景・目的

平成25年度当初予算に対し、平成25年7月から平成26年3月までの給与減額と災害に係る超過勤務手当、人事異動等に伴う人件費の過不足分を調整するため、人件費の補正を行います。

なお、本年度の人事院勧告については、月例給の改定や期末・勤勉手当の支給割合の変更はないため、人事院勧告に基づく人件費の補正は行いません。

2 事業の内容

(1) 一般職職員

国の要請に基づき一般職の給与の減額を行っています。平成25年7月から平成26年3月までの間、給料について5.2%の減額、また12月期の期末勤勉手当について3.6%の減額することによる減額補正を行います。

台風18号等の災害対応に係る超過勤務手当について必要な見込み額を計上します。

共済費については、短期負担金(健康保険)、福祉負担金(保健事業)、長期負担金(年金)等の平成25年度の適用率確定による不足額を計上します。

また、給与減額に伴う減額補正も行います。

(2) 非常勤嘱託等

非常勤嘱託職員の配置、社会保険料の適用率の変更に伴う補正を行います。

(3) 常勤特別職

市長については、独自カット(△15%)に加え、平成25年7月から平成26年3月まで更に△5%加算(計△20%)としているため、減額補正を行います。

(4) 議員報酬

議員報酬については、議長・副議長の交代による日割算定のため、補正を行います。

3 事業費の内容

(単位 千円)

区 分		一般会計		合 計 (必要額)
		補正前	補正後	
一般職職員	給 料	2,758,455	2,628,276	△ 130,179
	職員手当等	2,292,856	2,364,204	71,348
	共 済 費	922,017	867,359	△ 54,658
	計	5,973,328	5,859,839	△ 113,489
非常勤嘱託等	報 酬	497,147	495,079	△ 2,068
	共 済 費	113,379	119,440	6,061
	計	610,526	614,519	3,993
市 長 等	給 料	17,745	17,325	△ 420
	職員手当等	5,060	5,017	△ 43
	共 済 費	4,361	3,681	△ 680
	計	27,166	26,023	△ 1,143
議 員	報 酬	124,380	124,383	3
	職員手当等	35,164	35,164	0
	共 済 費	64,175	64,175	0
	計	223,719	223,722	3
合 計		6,834,739	6,724,103	△ 110,636

区 分		特別会計		合 計 (必要額)
		補正前	補正後	
一般職職員	給 料	196,642	189,841	△ 6,801
	職員手当等	111,414	128,111	16,697
	共 済 費	65,751	61,753	△ 3,998
	計	373,807	379,705	5,898
非常勤嘱託等	報 酬	50,700	47,324	△ 3,376
	共 済 費	7,391	6,739	△ 652
	計	58,091	54,063	△ 4,028
合 計		431,898	433,768	1,870

一般会計・特別会計合計	7,266,637	7,157,871	△ 108,766
-------------	-----------	-----------	-----------

ただし特別会計補正額合計1,870千円のうち、一般会計繰出金対応分=1,521千円であるため、人件費補正の一般会計影響額は△110,636+1,521=△109,115千円。

担当課	総務部職員課	電話	直通 24-7034 内線 3232
-----	--------	----	--------------------

施策名	地方分権の推進に対応した行政効率の高いまちづくり					(単位:千円)
事業名	合併算定替逦減対策基金					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
109,115	国	府	市債	その他	一般財源	207,124
					109,115	補正後予算額 316,239

1 事業の背景・目的

現在福知山市の普通交付税交付額は、合併算定替の特例によって平成 25 年度ベースで約 19 億 5000 万円の加算措置を受けています。この特例加算措置が平成 28 年度から平成 33 年度にかけて段階的に縮減されることが決定しており、市の財政運営に大きな影響を与えることが予想されます。

本事業は合併算定替によるこの加算措置が段階的に縮減されることを見越し、将来起こりうる財源不足の際に取崩してこれを活用するため、現下の行政改革等による効果額の一部を積立てるものです。

2 事業の内容

今回の人件費補正により一般会計では人件費が減額となります。この減額分に対応する財源を合併算定替逦減対策基金に積立て、将来の持続可能な財政運営に役立てます。

ただし特別会計のなかで、人件費の過不足を補正するにあたり一般会計からの繰出金で対応するものについては、全体として増額補正が必要なため、この分を差し引いて積立てることとします。

(1) 一般会計人件費の減額補正分 110,636 千円。

(2) 特別会計の人件費補正に係る繰出金の増額対応補正分 1,521 千円

積立額 = (1) - (2) = 109,115 千円

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費
積立金 109,115千円

4 参考

合併算定替逦減対策基金 年度末残高見込額 (今年度発生利子は含まない、千円)

H24末残高 ①	H25補正前 積立予定額 ②	今回補正による 積立予定額 ③	H25末残高 見込額 ① + ② + ③
692,641	207,124	109,115	1,008,880

担当課	財務部財政課	電話	直通 24-7035 内線 3320
-----	--------	----	--------------------

施策名	地方分権の推進に対応した行財政効率の高いまちづくり					(単位:千円)
事業名	軽自動車税賦課事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
—	—	—	—	—	—	補正後予算額 —

債務負担行為の設定

軽自動車税コンビニ対応納税通知書兼納付書作成業務

1 事業の背景・目的

軽自動車税は納期が4月であり、納税通知書は4月初旬に速やかに発送する必要があります。

平成19年度から開始したコンビニエンスストアでの支払いに対応した納税通知書兼納付書の印刷から封入封緘までの業務委託の経費について、通知書様式の印刷、課税データの印刷、封入封緘に約2か月の日数を要するため、平成25年度内に契約を締結する必要があります。

本年度内に長期継続契約の締結を計画していましたが、来年度に基幹システムの更新が予定されており、現時点で発注仕様の詳細が十分把握できないため債務負担行為を設定します。

2 事業の内容

軽自動車税納税通知書兼納付書の様式作成、データ印刷、名寄、封入封緘業務を外部委託するものです。

3 事業費の内訳

(1) 期間 平成25年度～平成26年度

(2) 限度額 1,588千円

(3) 支出予定額 (年度割、千円)

H25	H26
—	1,588

(4) 支出予定科目

(款) 総務費 (項) 徴税費 (目) 賦課徴収費
(事業名) 軽自動車税賦課事業 (節) 委託料

担当課	財務部税務課	電話	直通 24-7024 内線 3353
-----	--------	----	-----------------------

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
—	—	—	—	—	—	補正後予算額 —

債務負担行為の設定

子ども・子育て支援新制度に係る電子システム開発業務

1 事業の背景・目的

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立したことを受け、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度にスタートする予定です。

新制度では、新たに各市町村は、①保育の必要性の認定事務、②施設・事業者の確認事務、③施設・事業者からの給付費の請求に対する審査・支払い事務を行うこととなります。

また、都道府県や国に対して交付金交付申請を行ったり、国の構築するシステムにアクセスし、国等が定める情報を報告したりすることが求められています。

現行の電子システムではこうした機能がないため、平成 27 年 4 月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けて、新制度に対応した電子システムを平成 26 年 10 月に稼働させる必要があり、システム開発を効率的に行うには、平成 25 年度から平成 26 年度の 2 か年にわたる委託契約によることとなり、翌年度以降にわたる債務負担行為を設定します。

2 事業の内容

子ども・子育て支援新制度に対応する電子システムを構築します。

3 事業費の内訳

(1) 期間 平成25年度～平成26年度

(2) 限度額 14,580千円

(3) 支出予定額 (年度割、千円)

H25	H26
—	14,580

(4) 支出予定科目

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 (節) 委託料
(事業名) 子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業

4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

担当課	福祉保健部子育て支援課	電話	直通 24-7083 内線 2117
-----	-------------	----	--------------------

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	障害者福祉システム改修事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
7,600	国	府	市債	その他	一般財源	0
					7,600	補正後予算額 7,600
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>障害者総合支援法の改正に伴い、平成26年4月1日より障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護を共同生活援助へ統合、地域移行支援の対象拡大が行なわれます。</p> <p>平成26年度からの制度改正に対応し、4月からの業務に支障が生じないように既存の電算システムを年度内に改修します。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>障害者総合支援法改正に伴うシステム改修を行います。</p> <p>改修は国保連合会との連携内容の変更も含め、制度改正が証の発行や台帳管理、また帳票抽出や扶助費支払い等に支障がないように行います。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉援護費 委託料 7,600千円</p>						
担当課	福祉保健部社会福祉課		電話	直通 24-7017 内線 2124		

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	民間保育所運営事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
9,421	国	府	市債	その他	一般財源	298,510
		6,279			3,142	補正後予算額 307,931
<p>1 事業の背景・目的 保護者の就労形態の多様化等から保育に対するニーズは増大しています。 こうした保育需要に対応し、児童の福祉向上に資するため、民間認可保育所で実施している休日保育や延長保育、夜間保育等に要する費用に対し補助金を交付しています。</p> <p>2 事業の内容 今年度、新たに延長保育に取り組むこととなった民間認可保育所や増加する入所希望児童に対応するために分園を設置した民間認可保育所に対し補助金を交付します。 ○延長保育に対する補助(1園) 6,717千円 ○分園設置に対する補助(2分園) 2,400千円 ○国の補助単価の改正による増額分 304千円</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費 負担金補助及び交付金 9,421千円</p> <p>4 主な特定財源 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金 保育対策等促進事業 6,279千円</p>						
担当課	福祉保健部子育て支援課			電話	直通 24-7083 内線 2117	

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	すこやか住まい改修費助成事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,104	国	府	市債	その他	一般財源	1,500
				1,104		補正後予算額 2,604
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>障害のある人にとっては、自宅の段差やトイレ・浴室等の障壁が日常生活に危険を及ぼすこととなります。</p> <p>本事業は在宅の障害のある人の安全な環境の確保を図ることを目的に、家中の段差解消、トイレ・浴室等の手すりの取り付けなどの改修工事費を助成するものです。</p> <p>今年度においてはすでに多数の申請があり、また今後も申請が増える見込みであるため、事業費が不足することとなります。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>在宅の上肢・下肢・体幹若しくは視力に障害のある人や乳幼児期以前の非進行性の脳病変により運動機能障害が4級以上の人、また戦傷病者の人が自宅で日常生活を送る上で、直接障害になる箇所を改修する工事費用の一部を予算の範囲内で助成します。</p> <p>助成限度額は300,000円で介護保険など他の制度が優先となります。</p> <p>また、一住宅に対して助成は一度限りとなっています。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉援護費 負担金補助及び交付金 1,104千円</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金 地域福祉基金繰入金 1,104千円</p>						
担当課	福祉保健部社会福祉課		電話	直通 24-7017 内線 2124		

施策名	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					(単位:千円)
事業名	三段池公園カルチャーパーク整備事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
103,300	国	府	市債	その他	一般財源	100,120
	49,650		44,600		9,050	補正後予算額 203,420

1 事業の背景・目的

現在社会資本整備計画に基づき整備中の三段池カルチャーパーク整備事業において、京都府からの補助金流用の照会を受け、早期整備効果を発揮させる為、来年度予算を前倒しして事業の進捗を図る。

2 事業の内容

三段池テニスコートの増設を本年から2ヵ年整備計画で進めているが、来年9月に全国的な大会を控えており、平成26年前半に完成させるべく整備を行う。

三段池動物園の拡張工事も、本年から2ヵ年整備計画で園路・外周柵・東屋等の整備を予定しているが、来年5月にはレッサーパンダ舎の部分開設も予定しており、引き続き拡張部分全体の早期完成を行いたい。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園施設費
工事請負費 103,300千円



テニスコート増設箇所全景



動物園拡張全景

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 土木費費国庫補助金
社会資本整備総合交付金 49,650千円【99,300千円×50%】

(款) 市債 (項) 市債 (目) 土木費
公共事業等債 44,600千円【(99,300千円-49,650)×90%】10万円止め

担当課	土木建設部都市計画課	電話	直通 24-7052 内線 4313
-----	------------	----	--------------------

区分	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	「(仮称)市民交流プラザふくちやま」新図書館移転事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
—	国	府	市債	その他	一般財源	—
	—	—	—	—	—	補正後予算額 —

債務負担行為の設定

「(仮称)市民交流プラザふくちやま」新図書館移転業務

1 事業の背景・目的

「(仮称)市民交流プラザふくちやま」新図書館中央館の開館に向けて、現中央館に所蔵する資料並びに、新図書館用に購入した資料(三和支所保管)を確実に効率よく移転させ、平成26年6月のオープンを目指します。平成26年4月中に資料を運搬する必要があるため翌年度以降にわたる債務負担行為を設定します。

2 事業の内容

新図書館中央館への図書資料等の運搬業務

- ・現図書館資料(約11万点) 現中央館⇒プラザ新中央館
- ・新図書館用に購入した資料(約5万点) 三和支所⇒プラザ新中央館
- ・引き続き使用する書棚等備品の運搬

3 事業費の内訳

- (1) 期間 平成25年度～平成26年度
 (2) 限度額 4,000千円
 (3) 支出予定額(年度割、千円)

H25	H26
—	4,000

(4) 支出予定科目

- (款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 図書館費
 (事業名) 「(仮称)市民交流プラザふくちやま」新図書館移転事業
 (節) 委託料

担当課	教育委員会図書館	電話	直通 22-3225 内線 5162
-----	----------	----	--------------------

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	桃映中学校北校舎改築事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
17,200	国	府	市債	その他	一般財源	160,782
	17,937		△200		△537	補正後予算額 177,982
<p>1 事業の背景・目的 耐力度の低い危険な校舎を改築し、安全・安心の確保を図ります。 桃映中学校北校舎については、耐力度が4,209点(5,000点以下で改築の対象)のため改築を実施します。</p> <p>2 事業の内容 平成26年度に桃映中学校は空調設備設置工事の予定となっており北校舎改築事業内で空調設備工事を実施します。 また、仮設用進入路が生徒用駐輪場前を通る等危険なため新たに仮設進入路を設置し生徒、来校者の安全を確保します。</p> <p>3 事業費の内訳 (款)教育費 (項)中学校費 (目)学校建設費 桃映中学校北校舎改築工事に伴う機械設備工事(空調設備追加分) 桃映中学校北校舎改築工事に伴う電気設備工事(空調設備追加分) 10,700千円 桃映中学校仮設進入路設置工事 6,500千円</p> <p>4 主な特定財源 (款)国庫支出金 (項)国庫補助金 (目)教育費国庫補助金 環境改善交付金 17,937千円 (款)市債 (項)市債 (目)教育債 学校教育施設等整備事業債 △200千円</p>						
担当課	教育委員会教育総務課	電話	直通 24-7061 内線 5114			

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	スクールサポーター配置事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,823	国	府	市債	その他	一般財源	20,453
		2,635			188	補正後予算額 23,276
<p>1 事業の背景・目的 学習障害等の課題のある児童生徒や日本語を理解できない児童生徒を担任教師と連携してサポートし、よりきめ細やかな教育活動を展開することにより、学校教育の質的向上を図ります。</p> <p>2 事業の内容 児童生徒のうち、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対してスクールサポーターを配置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象児童生徒（所要経費不足分） 6校6人 ○ 支援する児童生徒の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある児童生徒支援 3人 ・ 日本語を理解できない児童生徒支援 3人 <p>3 事業費の内訳 (款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育振興費 臨時職員賃金 920円/時間×3時間/日×194日×2人=1,070,880円 920円/時間×4時間/日×181日×1人= 666,080円 920円/時間×4時間/日×142日×1人= 522,560円 920円/時間×2時間/日×157日×1人= 288,880円 920円/時間×2時間/日×149日×1人= 274,160円</p> <p>4 主な特定財源 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 教育費府補助金 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業 実施項目：日本語能力測定方法の活用 児童生徒の母語がわかる支援員の派遣 補助対象経費：3,952,900 × 2/3 = 2,635,000円 (1,000円止)</p>						
担当課	教育委員会学校教育課	電話	直通 24-7062 内線 5122			

区分	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	AET配置活用事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	—
—	—	—	—	—	—	補正後予算額 —

債務負担行為の設定

AET配置活用業務

1 事業の背景・目的

グローバル社会に対応できる人材の育成のため、AET（英語指導助手）を小中学校に配置し、英語教育・国際理解教育、外国語活動を推進します。学校の年度開始に併せて4月から配置するため、債務負担行為を設定します。

2 事業の内容

民間委託によりAETを小中学校に配置し、英語教育・国際理解教育、小学5・6年生の外国語活動を推進します。更に、新たに平成26年度から夜久野小中学校が教育課程特例校として「英会話コミュニケーション科」を設置予定のため、小学1年生から中学3年生までの「英会話コミュニケーション科」の授業において、AETを配置・活用します。

3 事業費の内訳

- (1) 期間 平成25年度～平成28年度
(2) 限度額 95,508千円
(3) 支出予定額（年度割、千円）

H25	H26	H27	H28
—	31,836	31,836	31,836

(4) 支出予定科目

- (款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 教育振興費
(事業名) AET配置活用事業 (節) 委託料

担当課	教育委員会学校教育課	電話	直通 24-7040	内線 5124
-----	------------	----	------------	---------

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	小学校施設設備改修事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,500	国	府	市債	その他	一般財源	55,900
			2,200		300	補正後予算額 58,400

1 事業の背景・目的

小学校の教育環境の改善を図るため改修を実施します。

2 事業の内容

有仁小学校に平成26年度4年生になる低身長児童と2年生になる下肢障害児童対応として教室棟2階手洗い場及び便所に踏み台を設置し1・2階普通教室2室を上下式黒板に改修します。

3 事業費の内訳

(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費
有仁小学校便所等改修及び黒板改修工事

2,500千円

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 教育債
地域活性化事業債 2,200千円
(2,500千円×90%)



担当課	教育委員会教育総務課	電話	直通 24-7061 内線 5114
-----	------------	----	--------------------

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)																		
事業名	小学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業					継続																		
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額																		
384	国	府	市債	その他	一般財源	56,260																		
	154				230	補正後予算額 56,644																		
事業名	中学校就学援助事業・特別支援就学奨励事業					継続																		
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額																		
0	国	府	市債	その他	一般財源	52,299																		
	129				△129	補正後予算額 52,299																		
<p>1 事業の背景・目的 経済的理由によって、就学困難と認められる児童の保護者に対し、就学に必要な学用品費等の援助を行い、金銭面での不就学を未然に防ぐことを目的とします。</p> <p>2 事業の内容 小学校に在籍している児童の保護者が要保護（生活保護受給者）及びこれに準ずる程度（準要保護。生活保護基準の1.5倍）に困窮し、児童の就学に支障をきたす場合、必要な経費を支給します。 (補正理由) 近年の経済情勢による影響により対象人数の増加が生じたこと、給食費の単価がアップしたことにより扶助費が不足したものです。</p> <p>○準要保護児童数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初見込数</th> <th>決算見込数</th> <th>増減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>819人</td> <td>843人</td> <td>24人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○給食単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>予算単価</th> <th>本年度単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2年生</td> <td>240円</td> <td>242円</td> </tr> <tr> <td>3・4年生</td> <td>243円</td> <td>245円</td> </tr> <tr> <td>5・6年生</td> <td>246円</td> <td>249円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業費の内訳（補正分） (款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費 扶助費（学用品費・給食費等） 384千円</p> <p>4 主な特定財源 (款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 教育費国庫補助金 被災児童生徒就学等支援事業補助金 283千円 今回の歳出補正の財源ではないが、小・中学校とも国庫補助対象となり、今回、歳入の補正をする。（対象：小学生2人、中学生1人）</p>							当初見込数	決算見込数	増減数	819人	843人	24人	学年	予算単価	本年度単価	1・2年生	240円	242円	3・4年生	243円	245円	5・6年生	246円	249円
当初見込数	決算見込数	増減数																						
819人	843人	24人																						
学年	予算単価	本年度単価																						
1・2年生	240円	242円																						
3・4年生	243円	245円																						
5・6年生	246円	249円																						
担当課	教育委員会学校教育課		電話	直通 24-7062 内線 5123																				

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	小学校耐震改修事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
44,000	国	府	市債	その他	一般財源	3,340
	22,000				22,000	補正後予算額 47,340

1 事業の背景・目的

学校施設の耐震化を行い、生徒等の安全と安心の確保を図ります。
耐震補強工事を実施するための実施設計等を行います。

2 事業の内容

惇明小学校管理棟が耐震二次診断まで終了しているがこのまま耐震化工事を
実施すれば筋交いを200箇所程度設置することになり国の登録有形文化財の
建物としての価値がなくなるため、建物の現状調査、及び詳細図面の作成、竣
工時施行法規による構造再計算等を行います。

3 事業費の内訳

(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校建設費
惇明小学校管理棟現況詳細調査業務 44,000千円

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 教育費国庫補助金
登録有形文化財建造物修理事業 22,000千円 (補助率1/2)



担当課	教育委員会教育総務課	電話	直通 24-7061 内線 5114
-----	------------	----	--------------------

施策名	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり					(単位:千円)
事業名	私立幼稚園就園奨励費補助事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,846	国	府	市債	その他	一般財源	18,332
	583				1,263	補正後予算額 20,178
<p>1 事業の背景・目的 保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ります。</p> <p>2 事業の内容 福知山市内の私立幼稚園に子どもを通園させている家庭に対し、その世帯の状況に応じて保育料等(入園料及び保育料)を減免する設置者に対して補助を実施します。 例年より入園児数が大きく増加したこと(予算173名から申請時189名に増)、及び要綱改正による補助単価の増額により、補正計上します。(予算単価見込56,000円から改正後62,200円に増) 更に、台風18号により被災を受けた世帯が市民税減免となり対象世帯となることが見込まれます。(2名対象者増加)</p> <p>3 事業費の内訳 減免単価 199,200円×9人=1,792,800(所得割非課税・第1子) 115,200円×15人=1,728,000(所得割77,100・第1子) 62,200円×92人=5,722,400(所得割211,200・第1子) 253,000円×1人=253,000(所得割非課税・第2子) 185,000円×12人=2,220,000(所得割211,200・第2子) 262,000円×1人=262,000(所得割211,200・第3子) 249,000円×1人=249,000(生活保護・第2子新) 226,000円×2人=452,000(所得割非課税・第2子新) 163,000円×6人=978,000(所得割77,100・第2子新) 114,000円×48人=5,472,000(所得割211,200・第2子新) 262,000円×4人=1,048,000(所得割211,200・第3子新) 計191人 20,178千円 当初予算額 18,332千円、 差引補正額 1,846千円</p> <p>4 主な特定財源 (款)国庫支出金 (項)国庫補助金 (目)教育費国庫補助金 私立幼稚園就園奨励費補助事業 583千円</p>						
担当課	教育委員会教育総務課		電話	直通 24-7061 内線 5112		

区分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	K T R 経営支援事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
3,308	国	府	市債	その他	一般財源	66,361
					3,308	補正後予算額 69,669

1 事業の背景・目的

台風18号接近に伴う大雨により被害をうけた第3セクター鉄道 北近畿タンゴ鉄道株式会社 (K T R) の災害復旧費用を支援することで、K T R の経営安定に寄与し、市民の安心・安全な交通手段の確保を図ります。

2 事業の内容

K T R 宮福線の被害復旧に要する費用を、京都府をはじめ沿線自治体と協調し支援します。

[主な被害状況]

冠水による自動券売機等機器取替 (大江駅ほか)

流入土砂撤去 (辛皮~大江山口内宮間)

軌道法面崩壊復旧 (公庄駅付近)

3 事業費の内訳

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 交通対策費

K T R 災害復旧事業費補助金

総事業費 46,830千円 (うち、宮福線分11,930千円)

[内訳 (宮福線分)]

京都府負担額 5,965千円

府内市町負担額 5,965千円

(うち本市負担額3,308千円)



被害状況【軌道法面崩壊(公庄駅付近)】

担当課	市民人権環境部 生活交通課	電話	直通 24-7020 内線 2231
-----	------------------	----	--------------------

区分	災害復旧					(単位:千円)
事業名	災害ごみ対策処理事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
30,000	国	府	市債	その他	一般財源	89,386
	15,000				15,000	補正後予算額 119,386
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>台風18号接近に伴う大雨による浸水被害等から発生した大量の災害ごみを迅速・適正に処理することにより市民生活の早期復旧を支援します。</p> <p>災害ごみの発生量が当初の見込みを上回ったため、分別・収集運搬・処理費の不足分を補正します。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>今回補正分では、主に大江町広域集積所（仮置場）における災害ごみの分別・収集運搬・処理を行います。</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款)民生費 (項)災害救助費 (目)災害救助費</p> <p>災害廃棄物処理手数料 16,050千円</p> <p>災害廃棄物収集運搬業務委託料 12,202千円</p> <p>災害廃棄物処理業務委託料 910千円</p> <p>施設管理運営業務委託料 838千円</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款)国庫支出金 (項)国庫補助金 (目)民生費国庫補助金</p> <p>災害等廃棄物処理事業費国庫補助金 15,000千円</p> <p style="text-align: right;">【30,000千円×50%】</p>						
担当課	市民人権環境部 環境政策室		電話	直通 22-1827 内線 6100		

施策名	災害復旧					(単位:千円)
事業名	茶生産施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
33,500	国	府	市債	その他	一般財源	0
		22,180			11,320	補正後予算額 33,500

1 事業の背景・目的

平成25年9月15日～16日の台風18号によりお茶の生産・加工設備、施設等が被害を受けました。

これに対し、生産・加工が再開できるよう共同製茶工場における機械設備等の復旧に要する経費及び茶園の被覆棚の復旧に要する経費の支援をします。

2 事業の内容

1) 製茶工場（土・興地内の3施設）の機械設備等復旧

- ・補助率 事業費の65%以内とする
 （但し、5,000千円までの経費に対し65%、5,000千円を超える経費に対し50%とし、その合計額とする。
 また、1件当たりの補助金の上限を10,000千円とする。）

2) 茶園の被覆棚復旧

- ・補助率 事業費の50%以内とする
 （（製茶工場）・新興製茶工場） （（被覆棚）・興地内）



3 事業費の内訳

(款) 農林業費	(項) 農業費	(目) 農業振興費
負担金補助及び交付金	33,500千円	
内訳	製茶工場復旧支援補助金	27,850千円
	被覆棚復旧支援補助金	5,650千円

4 主な特定財源

(款) 府支出金	(項) 府補助金	(目) 農林業費府補助金
農林水産業共同利用施設災害復旧事業（府費）	22,180千円	
(茶工場設備 事業費の3/10以内 被覆棚 事業費の1/2以内)		

担当課	農林商工部農業振興課	電話	直通 24-7044 内線 4120
-----	------------	----	--------------------

施策名	災害復旧					(単位:千円)
事業名	茶生産確保緊急対策事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	0
239		239				補正後予算額 239

1 事業の背景・目的

平成25年9月15日～16日の台風18号により由良川筋を中心に多くの茶園が被害を受けました。

こうした被害にあった茶園において、病害防除に必要な農薬や樹勢回復に向けた掛かり増し肥料の購入費に対して支援します。

2 事業の内容

冠水した茶園について、病害防除に必要な農薬や樹勢回復に向けた掛かり増し肥料の購入費用に対して1/2を支援する。

ただし、被災した茶園の作付け面積10aあたり2,000円を上限とする。

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費
負担金補助及び交付金 239千円

4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 農林業費府補助金
農作物生産確保緊急対策事業補助金 239千円
(府: 1/2以内)



被災茶園 (興地内)

担当課	農林商工部農業振興課	電話	直通 24-7044 内線 4120
-----	------------	----	--------------------

施策名	災害復旧					(単位:千円)
事業名	農地・農業用施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
269,400	国	府	市債	その他	一般財源	279,558
		178,500	48,700	20,571	21,629	補正後予算額 548,958

1 事業の背景・目的

平成25年9月15日～16日に発生した台風18号豪雨により被災した農地・農業用施設60箇所の復旧を実施し、早期に農業施設の機能回復を行うとともに遊休荒廃農地化を未然に防止します。

2 事業の内容

対象箇所：農地24箇所、施設36箇所 他単独事業箇所 前田地内他
復旧内容：農地・農業用施設の復旧工事

3 事業費の内訳

(款)災害復旧費 (項)農林施設等災害復旧費 (目)農林施設等災害復旧費

- 工事請負費 246,000千円
- 委託料 13,400千円
- 負担金補助及び交付金 9,000千円
- 事務費 1,000千円

4 主な特定財源

(款)分担金及び負担金 (項)分担金 (目)農林業費分担金
20,571千円 (受益者分担金【大災】154,534千円×農地8%、
66,966千円×施設3% 【小災】31,000千円×20%)

(款)府支出金 (項)府補助金 (目)災害復旧費府補助金
178,500千円 (府補助金 150,000千円×農地80%、65,000千円×施設90%)

(款)市債 (項)市債 (目)災害復旧債
48,700千円



農道被災 (前田地内)



農地被災 (南有路地内)

担当課	農林商工部農林管理課	電話	直通 24-7041 内線 4116
-----	------------	----	--------------------

施策名	災害復旧					(単位:千円)
事業名	林道施設災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
35,050	国	府	市債	その他	一般財源	2,800
		25,144	5,900	3,238	768	補正後予算額 37,850
<p>1 事業の背景・目的</p> <p>平成25年9月15日～16日発生 of 台風18号豪雨により被災した林道施設の災害復旧について、国の補助事業としての採択を受けることにより、受益者負担及び市負担の軽減を図るとともに、被災箇所 of 早期復旧による施設の機能回復と維持管理経費の軽減を図ります。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>下記の11路線(14箇所)について、災害復旧工事を実施します。</p> <p>(1) 藤巻線(三和町上川合地内) 3箇所 (2) 小川線(三和町上川合地内) 2箇所 (3) 鷺谷線(三俣地内) 1箇所 (4) 馬船線(三和町高杉地内) 1箇所 (5) 河守大谷線(大江町中央地内) 1箇所 (6) 鹿ノ谷線(三和町大身地内) 1箇所 (7) 大原線(三和町大原地内) 1箇所 (8) 水無線(三和町大原地内) 1箇所 (9) ユズロ線(大江町小原田地内) 1箇所 (10) 野田線(拝師地内) 1箇所 (11) 沓掛線(三和町下川合地内) 1箇所</p> <p>3 事業費の内訳</p> <p>(款) 災害復旧費 (項) 農林施設等災害復旧費 (目) 農林施設等災害復旧費 委託料 3,000千円 (現場技術業務委託費) 工事請負費 31,435千円 事務費 615千円</p> <p>4 主な特定財源</p> <p>(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 農林業費分担金 3,238千円 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 災害復旧費府補助金 25,144千円 (款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債 5,900千円</p>						
担当課	農林商工部林業振興課		電話	直通 24-7047 内線 4132		

施策名	災害復旧					(単位:千円)
事業名	河川災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
90,400	国	府	市債	その他	一般財源	0
	53,933		33,700		2,767	補正後予算額 90,400
<p>1 事業の背景・目的 平成25年9月1日～5日の豪雨災害及び平成25年9月15日～16日の台風18号により被害を受けた河川を復旧し、河川流域に居住する市民の安心・安全な生活環境を守ります。</p> <p>2 事業の内容 9月1日～5日の豪雨 荒木川ほか3河川 護岸復旧 台風18号 東田ノ谷川ほか14河川 護岸復旧 室川ほか9河川 河川土砂浚渫 多保市山田河川支川 河川嵩上げ</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 災害復旧費 (項) 土木施設災害復旧費 (目) 土木施設災害復旧費 事業費 90,400千円 工事請負費 83,600千円 【公共災害80,900千円 単独災害2,700千円】 委託料 5,900千円 手数料 900千円</p> <p>4 主な特定財源 (款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 災害復旧費国庫負担金 災害復旧国庫負担金 53,933千円 【80,900千円×2/3】 (款) 市債 (項) 市債 (目) 土木債 土木施設災害復旧事業債 33,700千円 【26,900千円+6,800千円】 河川災害復旧事業(公共) 26,900千円 【80,900千円-53,933千円】 河川災害復旧事業(単独) 6,800千円 【6,800千円×100%】</p>						
担当課	土木建設部土木課	電話	直通 24-7059 内線 4215			

施策名	災害復旧					(単位:千円)
事業名	道路橋りょう災害復旧事業					
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
23,800	国	府	市債	その他	一般財源	28,940
	8,733		7,500		7,567	補正後予算額 52,740
<p>1 事業の背景・目的 平成25年9月15日～16日の台風18号により被害を受けた道路を復旧し、市民の安心・安全な生活環境を整備します。</p> <p>2 事業の内容 台風18号 市道戸田観音寺線ほか4線 法面復旧・舗装復旧 残土処分地整地 1式 周辺市道土砂撤去 5集落 市道側溝浚渫 L=5km</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 災害復旧費 (項) 土木施設災害復旧費 (目) 土木施設災害復旧費 事業費 23,800千円 工事請負費 13,600千円【公共災害13,100千円 単独災害500千円】 委託料 9,900千円 手数料 300千円</p> <p>4 主な特定財源 (款) 国庫支出金 (項) 国庫負担金 (目) 災害復旧費国庫負担金 災害復旧国庫負担金 8,733千円【13,100千円×2/3】 (款) 市債 (項) 市債 (目) 土木債 土木施設災害復旧事業債 7,500千円【4,300千円+3,200千円】 道路橋りょう災害復旧事業(公共) 4,300千円【13,100千円-8,733千円】 道路橋りょう災害復旧事業(単独) 3,200千円【3,200千円×100%】</p>						
担当課	土木建設部土木課		電話	直通 24-7059 内線 4215		

施策名	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					(単位:千円)
事業名	簡易水道事業(簡易水道事業特別会計)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
12,097	国	府	市債	その他	一般財源	924,200
				12,097		補正後予算額 936,297
<p>1 事業の背景・目的 平成25年4月から実施された関西電力株式会社の電気料金改定に伴い、各簡易水道施設等に係る電気料金が当初の予算額を上回る見込みとなったことから、施設の適正な維持管理を図るため、所要額を補正します。 あわせて人件費の補正を行います(9~10ページ参照)。</p> <p>2 事業の内容 電気料金改定に伴う簡易水道施設等の電気料金の増額 簡易水道施設 11施設 飲料水供給施設 1施設</p> <p>3 事業費の内訳 (款)事業費 (項)施設費 (目)給水施設管理費 施設維持管理事業 需用費 光熱水費 7,564千円 (款)事業費 (項)施設費 (目)一般管理費 簡易水道事業(職員人件費) 4,533千円</p> <p>4 主な特定財源 (款)繰入金 (項)他会計繰入金 (目)他会計繰入金 一般会計繰入金 12,097千円</p> <p>5 その他 債務負担行為の設定(水道料金等関連業務) 内容については、別添資料「水道料金等関連業務」(35ページ)のとおり</p>						
担当課	上下水道部 水道課 お客様サービス課		電話	直通 22-6502 内線 72-300 直通 22-6501 内線 72-210		

施策名	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					(単位:千円)
事業名	[別添資料] 水道料金等関連業務 簡易水道事業(簡易水道事業特別会計)、農業集落排水施設事業(農業集落排水施設事業特別会計)、水道事業(水道事業会計)、下水道事業(下水道事業会計)					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
—	国	府	市債	その他	一般財源	—
	—	—	—	—	—	補正後予算額 —

債務負担行為の設定 水道料金等関連業務

1 事業の背景・目的

上下水道料金等に係る検針、調定、収納及び滞納整理を一連で業務委託することにより、業務効率と収納率の向上を図ります。

本事業は、業務の集約化による歳出抑制及び収納率の向上による歳入増加を図ることを目的とし、第5次行政改革の一環として行うものです。

2 事業の内容

業務の性質上、短期間の契約では事業の目的である業務効率と収納率の向上につながらないため、本年度中を準備及び引継ぎ期間とし、平成30年度までの契約とします。(契約締結日から平成26年3月31日まで準備及び引継ぎ期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで実施期間)

3 債務負担行為額

(単位:円)

	水道	簡易水道	下水道	農業集排	計
平成25年度	0	0	0	0	0
平成26年度	18,945,000	4,418,000	17,779,000	2,436,000	43,578,000
平成27年度	18,945,000	4,418,000	17,779,000	2,436,000	43,578,000
平成28年度	18,945,000	4,418,000	17,779,000	2,436,000	43,578,000
平成29年度	18,945,000	4,418,000	17,779,000	2,436,000	43,578,000
平成30年度	18,945,000	4,418,000	17,779,000	2,436,000	43,578,000
合計	94,725,000	22,090,000	88,895,000	12,180,000	217,890,000

担当課	上下水道部 お客様サービス課	電話	直通 22-6501 内線 72-210
-----	-------------------	----	----------------------

施策名	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					(単位:千円)																																				
事業名	農業集落排水施設事業(農業集落排水施設事業特別会計)					継続																																				
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額																																				
5,685	国	府	市債	その他	一般財源	937,600																																				
				5,685		補正後予算額 943,285																																				
<p>1 事業の背景・目的 平成25年4月から実施された関西電力株式会社の電気料金改定に伴い、各農業集落排水施設に係る電気料金が当初の予算額を上回る見込みとなったことから、施設の適正な維持管理を図るため、所要額を補正します。 あわせて人件費の補正を行います(9~10ページ参照)。</p> <p>2 事業の内容 電気料金改定に伴う農業集落排水施設の電気料金の増額 各地区マンホールポンプ 267箇所 各地区汚水処理場 16箇所</p> <p>3 事業費の内訳 (款) 事業費 (項) 施設費 (目) 施設管理費 各地区施設管理事業 需用費 光熱水費</p> <table border="0"> <tr> <td>中六人部地区</td> <td>15千円</td> <td>下豊西部地区</td> <td>357千円</td> </tr> <tr> <td>上豊富地区</td> <td>1,000千円</td> <td>佐賀地区</td> <td>705千円</td> </tr> <tr> <td>行積長尾地区</td> <td>99千円</td> <td>福知山北部地区</td> <td>214千円</td> </tr> <tr> <td>菟原地区</td> <td>434千円</td> <td>井田額田地区</td> <td>224千円</td> </tr> <tr> <td>向地区</td> <td>103千円</td> <td>千原地区</td> <td>68千円</td> </tr> <tr> <td>高内日置地区</td> <td>212千円</td> <td>小倉地区</td> <td>223千円</td> </tr> <tr> <td>大江河東地区</td> <td>363千円</td> <td>北有路地区</td> <td>309千円</td> </tr> <tr> <td>三河地区</td> <td>55千円</td> <td>有路地区</td> <td>761千円</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>計5,142千円</td> </tr> </table> <p>(款) 事業費 (項) 施設費 (目) 施設管理費 農業集落排水施設管理事業(職員人件費) 543千円</p> <p>4 主な特定財源 (款) 繰入金 (項) 繰入金 (目) 他会計繰入金 一般会計繰入金 5,685千円</p> <p>5 その他 債務負担行為の設定(水道料金等関連業務) 内容については、別添資料「水道料金等関連業務」(35ページ)のとおり</p>							中六人部地区	15千円	下豊西部地区	357千円	上豊富地区	1,000千円	佐賀地区	705千円	行積長尾地区	99千円	福知山北部地区	214千円	菟原地区	434千円	井田額田地区	224千円	向地区	103千円	千原地区	68千円	高内日置地区	212千円	小倉地区	223千円	大江河東地区	363千円	北有路地区	309千円	三河地区	55千円	有路地区	761千円				計5,142千円
中六人部地区	15千円	下豊西部地区	357千円																																							
上豊富地区	1,000千円	佐賀地区	705千円																																							
行積長尾地区	99千円	福知山北部地区	214千円																																							
菟原地区	434千円	井田額田地区	224千円																																							
向地区	103千円	千原地区	68千円																																							
高内日置地区	212千円	小倉地区	223千円																																							
大江河東地区	363千円	北有路地区	309千円																																							
三河地区	55千円	有路地区	761千円																																							
			計5,142千円																																							
担当課	上下水道部 下水道課 お客様サービス課		電話	直通 23-2085 内線 72-401 直通 22-6501 内線 72-210																																						

施策名	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					(単位:千円)
事業名	下水道事業(下水道事業会計)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
27,788	国	府	市債	その他	一般財源	4,727,600
				27,788		補正後予算額 4,755,388

1 事業の背景・目的

平成25年4月から実施された関西電力株式会社の電気料金改定に伴い、下水道施設等に係る電気料金が当初の予算額を上回る見込みとなったことから、施設の適正な維持管理を図るため、所要額を補正します。

2 事業の内容

電気料金改定に伴う下水道施設の電気料金の増額

マンホールポンプ 351か所
 汚水中継ポンプ場(雨水排水ポンプ場含む) 15か所
 終末処理場、各浄化センター 3か所

3 事業費の内訳

- (1) 管渠費 動力費
 マンホールポンプ電気料金 3,935千円
- (2) ポンプ場費 動力費
 汚水中継ポンプ場及び雨水排水ポンプ場電気料金 8,067千円
- (3) 処理場費 動力費
 終末処理場・各浄化センター電気料金 17,175千円
- (4) 消費税及び地方消費税 △1,389千円
 課税仕入税額の増加に伴う消費税及び地方消費税納付額の減

4 その他

債務負担行為の設定(水道料金等関連業務)
 内容については、別添資料「水道料金等関連業務」(35ページ)のとおり

担当課	上下水道部	電話	直通 23-2085 内線 72-401 直通 22-6501 内線 72-210
	下水道課		
	お客様サービス課		

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)																																														
事業名	病院事業 (市立福知山市民病院事業)					継続																																														
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額																																														
255,822	国	府	市債	その他	一般財源	10,984,700																																														
				255,822		補正後予算額 11,240,522																																														
<p>1 事業の背景・目的 患者数や診療単価の増加に伴う診療収入と材料費及びたな卸資産購入限度額の増額補正を行います。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>○業務の予定量</p> <p>■入院 1人1日当たり平均単価(一般入院患者)を50,000円から51,700円に補正</p> <p>■外来 年間延外来患者数を214,720人から224,480人へ補正 1日平均患者数を880人から920人へ補正 1人1日当たり平均単価を10,600円から10,700円に補正</p> <p>○収益的収入及び支出</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">■収益的収入</td> <td style="width:40%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">補正額</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院収益</td> <td></td> <td style="text-align: right;">182,427千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外来収益</td> <td></td> <td style="text-align: right;">125,904千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収入合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">308,331千円</td> </tr> <tr> <td>■収益的支出</td> <td></td> <td style="text-align: right;">補正額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>材料費 薬品費・診療材料費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">249,707千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑支出 その他雑支出</td> <td></td> <td style="text-align: right;">6,115千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支出合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">255,822千円</td> </tr> <tr> <td>■補正後の収支差引</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">△145,040千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(補正前)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">△197,549千円)</td> </tr> </table> <p>○たな卸資産購入限度額</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:40%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">補正額</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">128,415千円</td> </tr> </table>							■収益的収入		補正額			入院収益		182,427千円		外来収益		125,904千円		収入合計		308,331千円	■収益的支出		補正額			材料費 薬品費・診療材料費		249,707千円		雑支出 その他雑支出		6,115千円		支出合計		255,822千円	■補正後の収支差引			△145,040千円		(補正前)		△197,549千円)		補正額				128,415千円
■収益的収入		補正額																																																		
	入院収益		182,427千円																																																	
	外来収益		125,904千円																																																	
	収入合計		308,331千円																																																	
■収益的支出		補正額																																																		
	材料費 薬品費・診療材料費		249,707千円																																																	
	雑支出 その他雑支出		6,115千円																																																	
	支出合計		255,822千円																																																	
■補正後の収支差引			△145,040千円																																																	
	(補正前)		△197,549千円)																																																	
	補正額																																																			
		128,415千円																																																		
担当課	市民病院事務部総務課	電話	代表 22-2101 内線 2211																																																	

◆ 条例関連議案

■ 福知山市附属機関設置条例（一部改正）

【職員課】

- 1 改正の理由
福知山市入札制度改革等検討委員会の設置に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
公共工事等の入札及び契約制度に関する事項を審議するため、福知山市入札制度改革等検討委員会を設置することとした。
(別表関係)
- 3 施行期日
交付の日

■ 福知山市三和荘条例（一部改正）

【三和支所】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市三和町運動広場条例（一部改正）

【三和支所】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市三和町川合運動広場条例（一部改正）

【三和支所】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

■ 福知山市ファームガーデンやくの条例(一部改正)

【夜久野支所】

1 改正の理由

消費税等の税率の改定等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

- (1) 施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表第2関係)
- (2) 文言の整理等を行うこととした。
(別表第2関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

■ 福知山市大雲記念館等条例(一部改正)

【大江支所】

1 改正の理由

消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表第2関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

■ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(一部改正)

【職員課】

1 改正の理由

福知山市入札制度改革等検討委員会の設置に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

- (1) 入札制度改革等検討委員会委員の報酬を次のようにすることとした。
- | | |
|----------|---------|
| ア 専門委員 | 15,000円 |
| イ その他の委員 | 8,000円 |

(別表関係)

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第5条第1項関係)

- 3 施行期日
公布の日

■ 福知山市退職手当支給条例（一部改正）

【職員課】

1 改正の理由

早期退職希望者の募集に関する基準の整備等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 退職理由の整理を行うこととした。

(第3条第2項関係)

(2) 11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額について定めることとした。

(第4条第1項及び第3項関係)

(3) 長期勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額を定めることとした。

(第5条関係)

(4) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について割増し率の変更を行うこととした。

(第5条の3、第6条の3関係)

(5) その者の事情によらずに引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者等の退職の理由について、任命権者は記録を作成しなければならないこととした。

(第5条の5関係)

(6) 定年前に退職する意思を有する職員募集の実施に当たって必要事項を定めることとした。

(第8条の2関係)

(7) 文言の整理を行うこととした。

(第6条の4関係)

- 3 施行期日
公布の日

■ 福知山市大江山鬼瓦工房等条例（一部改正）

【大江支所】

1 改正の理由

消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。

(別表第3関係)

- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市大江町和紙伝承館条例（一部改正）

【大江支所】

1 改正の理由

消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

■ 福知山市三和町林業者等健康増進施設条例(一部改正) 【三和支所】

1 改正の理由

消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

■ 福知山市夜久野町体育施設条例(一部改正) 【スポーツ振興課】

1 改正の理由

消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

グラウンドゴルフ場使用料について、消費税等を外税方式で規定することとした。(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

■ 福知山市夜久野町ふれあいの里福祉センター等条例(一部改正) 【地域福祉課】

1 改正の理由

消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

■ 福知山市大江町高齢者生産活動センター条例（一部改正）【高齢者福祉課】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（一部改正）

【環境政策室・生活交通課】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
(1) 一般廃棄物処理手数料（家庭系一般廃棄物を除く。）について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表第1関係)
(2) 産業廃棄物処分費用について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表第3関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市斎場条例（一部改正）

【斎場】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
施設（式場、待合室、僧侶等控室、安置室）の使用料について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市こぶし荘条例（一部改正）

【農林管理課】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要

施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。(別表関係)

- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市大呂自然休養村センター条例（一部改正） 【農林管理課】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。(別表関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市大江町小規模農家支援センター条例（一部改正） 【農業振興課】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。(別表関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市農業集落排水施設条例（一部改正） 【お客様サービス課】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の概要
平成26年4月1日前から継続して農業集落排水施設を使用している者に係る使用料で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、従前の消費税率を適用することとした。(附則第7項関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市下水道条例（一部改正）

【お客様サービス課】

1 改正の理由

消費税等の税率の改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の概要

平成26年4月1日前から継続して下水道を使用している者に係る使用料で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、従前の消費税率を適用することとした。（附則第3項関係）

3 施行期日

平成26年4月1日

■ 福知山市水道事業給水条例（一部改正）

【お客様サービス課】

1 改正の理由

上水道メーターの点検を隔月に変更すること等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 上水道メーターの点検を毎月点検から隔月点検に変更することとし、計量した水量をもって当該点検の定例日の属する月とその翌月分として各月均等とみなして料金を算定することとした。（第32条関係）

(2) 月の中途に水道の利用を開始し、又はやめた場合に、その使用日数が36日未満のときは、料金を1か月分として算定し、36日以上の場合は2か月分として算定することとした。（第36条関係）

(3) 平成26年4月1日前から継続して上水道を使用している者に係る使用料で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の額が確定するものについては、従前の消費税率を適用することとした。（附則第3項関係）

3 施行期日

(1) 及び (2) 平成26年5月1日

(3) 平成26年4月1日

■ 福知山市簡易水道供給条例（一部改正）

【お客様サービス課】

1 改正の理由

消費税等の税率の改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の概要

平成26年4月1日前から継続して簡易水道を使用している者に係る使用料で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、従前の消費税率を適用することとした。（附則第6項関係）

- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市飲料水供給施設給水条例(一部改正) 【お客様サービス課】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の概要
平成26年4月1日前から継続して飲料水供給施設を使用している者に係る使用料で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものについては、従前の消費税率を適用することとした。(附則第2項関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 市民交流プラザふくちやま条例(新規) 【中央公民館】

- 1 制定の理由
市民交流プラザふくちやまの設置に伴い、条例を制定する必要がある。
- 2 制定の概要
 - (1) 市民文化の向上及び福祉の増進を図る目的のため、市民交流プラザふくちやまを設置することとした。(第1条関係)
 - (2) プラザの位置を福知山市駅前町400番地と定めることとした。(第2条関係)
 - (3) プラザの使用については、市長に申請し、許可を受けなければならないこととした。(第3条関係)
 - (4) 使用を不許可とする場合について定めることとした。(第4条関係)
 - (5) 使用料について定めることとした。(第5条、別表第1及び第2関係)
 - (6) 使用料の減免について定めることとした。(第6条関係)
 - (7) 使用料の不還付について定めることとした。(第7条関係)
 - (8) 使用許可に際して管理上必要な条件を付すことができることとした。(第8条関係)
 - (9) 使用許可の取消をする場合等について定めることとした。(第9条関係)
 - (10) 使用に際し、特別の設備をする場合の手続き等について定めることとした。(第10条関係)
 - (11) 目的以外の使用を禁止することとした。(第11条関係)
 - (12) 使用者の管理義務について定めることとした。(第12条関係)
- 3 施行期日
規則で定める日

■ 福知山市都市公園条例（一部改正）

【都市計画課】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。
(別表第3関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市自転車等駐車場条例（一部改正）

【都市整備課】

- 1 改正の理由
消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
定期利用の使用料について、消費税等を外税方式で規定することとした。
(別表関係)
- 3 施行期日
平成26年4月1日

■ 福知山市立公民館条例（一部改正）

【中央公民館】

- 1 改正の理由
福知山市立中央公民館の移転等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
 - (1) 中央公民館の位置を福知山市駅前町400番地と定めることとした。
(第2条関係)
 - (2) 中央公民館の基本使用料等を改めることとした。
(別表関係)
 - (3) 公民館（三和地域公民館を除く。）の冷暖房使用料を基本使用料の5割とすることとした。
(別表関係)
- 3 施行期日
 - (1) 及び(2) 規則で定める日
 - (3) 平成26年4月1日

■ 福知山市立図書館条例（一部改正）

【図書館】

- 1 改正の理由
福知山市立図書館中央館の移転等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要

- (1) 図書館中央館の位置を福知山市駅前町400番地と定めることとした。(第2条関係)
- (2) 福知山市立図書館日新分館を廃止することとした。(第2条関係)
- (3) 情報センターを廃止することとした。(第3条関係)
- (4) 文言の整理を行うこととした。(第1条関係)

3 施行期日

- (1) 規則で定める日
- (2)、(3) 及び (4) 平成26年4月1日

■ 福知山市三岳青少年山の家条例（一部改正）

【生涯学習課】

1 改正の理由

消費税等の税率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

施設の利用料金の上限額について消費税等の増加相当分を反映させる形で改正することとした。(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

◆ その他の議案

■ 物品の取得について

【企画課】

- 1 物品名 (仮称) 市民交流プラザふくちやま用備品
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 取得価格 38,674,650円
- 4 契約の相手方 福知山市堀2311番地4
マンマシン株式会社
代表取締役 實吉 齊

■ 公の施設に係る指定管理者の指定について

【表内各課】

次の7施設について、平成26年度からの指定管理者と委託期間を指定する。関連して、補正予算においてそれぞれの施設の指定管理料の債務負担行為を設定する。

施設名称 (位置)	指定管理者 (代表者名) 期間 【担当課】
福知山市治水記念館 (福知山市字下柳39番地)	柳菱クラブ (会長 芦田 卓) 平成26年4月1日～平成29年3月31日 【まちづくり推進課】
福知山市都市公園 (福知山市字猪崎377番地の1他)	公益財団法人 福知山市都市緑化協会 (理事長 岩城 一洋) 平成26年4月1日～平成31年3月31日 【都市計画課】
福知山市都市緑化植物園・福知山市緑の相談所 (福知山市字猪崎377番地の1他)	公益財団法人 福知山市都市緑化協会 (理事長 岩城 一洋) 平成26年4月1日～平成31年3月31日 【都市計画課】
福知山市新庄教育集会所 (福知山市字新庄347番地の1)	新庄自治会 (自治会長 荒川 修) 平成26年4月1日～平成30年3月31日 【生涯学習課】
福知山市上小田教育集会所 (福知山市字上小田570番地)	十三丘自治会 (自治会長 山下 幸夫) 平成26年4月1日～平成30年3月31日 【生涯学習課】
福知山市一ノ宮教育集会所 (福知山市字一ノ宮921番地)	一ノ宮自治会 (自治会長 山部 静雄) 平成26年4月1日～平成30年3月31日 【生涯学習課】
福知山市東堀教育集会所 (福知山市字堀2077番地の1)	東堀自治会 (自治会長 河谷 寅夫) 平成26年4月1日～平成30年3月31日 【生涯学習課】

■ 土地改良事業の施行について

【農林管理課】

平成25年9月15日～16日発生 of 台風18号豪雨災害により被災した農地、農業施設の災害復旧事業に伴い土地改良事業を施行する。対象箇所数は次のとおり。

農地災害 24箇所	施設災害 36箇所	計 60箇所
-----------	-----------	--------

■ 損害賠償の額について

【土木課】

平成25年1月25日、福知山市字内記地内の市道上において、乗用車を停車させ降車した際に、路面にできた段差により転倒し、手足を負傷した相手方の損害を賠償する。

損害賠償額 146,553円

■ 損害賠償の額について

【教育総務課】

平成25年9月3日、福知山市立雀部小学校において、木が倒れ、車両が破損したことによる相手方の損害を次のとおり賠償する。

損害賠償額 391,650円

■ 損害賠償の額について（報告）

【土木課】

平成25年8月27日、福知山市字雲原地内の市道上において、横断水路のグレーチング蓋を踏んだ際に、蓋が水路内に落下し、足を負傷した相手方の損害を賠償する。

損害賠償額 10,300円